

# 矢吹町の幼稚園・保育園に関する 基本方針等が策定されました

矢吹町では、社会情勢の変化による、保護者の幼児教育・保育ニーズの変化への対応や、保護者が安心して子育てをするためにはどうあるべきか、就学前の子どもたちの教育と保育をどのように充実させていくかという観点から、幼稚園・保育園の基本的なあり方を検討し、「第3次矢吹町幼稚園・保育園に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）及び「矢吹町立幼稚園・保育園に関する実施方針」を平成28年9月に策定しました。



## ●計画策定の背景

保育を巡る状況は、保育ニーズや保育制度の面でも大きく変化しています。女性の社会進出の増加やライフスタイルの変化などにより、保育ニーズは多様化し、延長保育・一時保育・休日保育・病後児保育などの充実が求められています。

多様化する保育ニーズに行政がすべて応えていくことは困難な状況が見込まれるため、町立保育園と比較して柔軟で迅速性のある対応が図れる私立保育園の特色を活かした保育施策を展開し、町民ニーズに効率的かつ有効に対応できるよう保育園の民営化を進め、民間保育園による保育サービスのさらなる拡充を図ります。

このような状況下において、今後の本町における幼稚園・保育園の運営について基本的な考え方を明らかにするため、基本方針を策定しました。

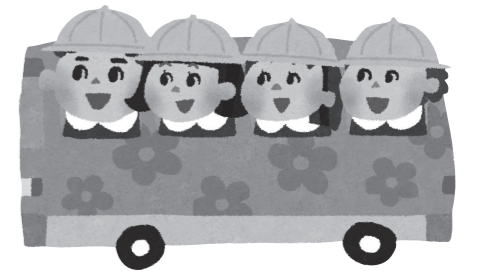
## ●町立保育園はどうなるの？

本町では、これまで民設民営の方法により町立保育園の民営化を進めてきましたが、「民間でできることは民間で」という考えに沿って公私の役割分担をさらに推し進め、民営化を進めていきます。民間の持つ柔軟性や効率性を活かして保育サービスの充実を図るとともに、民営化によって生み出される本町の財源等を活用し、待機児童の解消をはじめ子育て世代に寄り添う子育て支援の取組みをより一層進めます。

## ●町立幼稚園はどうなるの？

町立幼稚園は今後のあり方について、平成31年度までの計画期間中に調査・検討を行います。

●計画期間 平成28年度から平成31年度まで



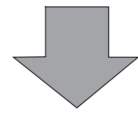
## ●町立保育園民営化の基本的な考え方

円滑に民間移管ができるよう、保護者の方への十分な情報提供を行うとともに、保護者の意見の反映に努めます。また、民間移管による園児への不安等の影響が最小限となるよう努めます。

## ◆計画の推進に向けて

計画の推進にあたっては、町立・私立保育園にかかわらず、子どもの健やかな成長を最優先にした上で、保育園の保育サービスの向上と子育て支援事業の拡充を図ることが必要です。

このことから、次のことに留意して計画を推進します。



### ①情報の公開

十分な情報の公開に努めるとともに、保護者や町民の意見や要望などに真摯に耳を傾け、より良い信頼関係を築きながら計画を推進します。

### ②円滑な移行

保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化が子どもたちに不安を与えるなどの影響を最小限にする必要があることから、あさひ保育園の園児や保護者の不安感にも十分配慮するとともに、説明会等の開催や、移管期間中に共同保育（町の保育士と移管先の民間保育士が一定期間、一緒に保育する）を行い、円滑な移行に努めます。

### ③町の関与

条例等で定める運営基準に基づき保育事業者に対して運営基準の遵守や指導監査を実施します。



## ◆民営化の時期

民営化実施までの期間は、適正な事業者の選定を行い、事業者が余裕を持って準備を行える十分な期間とし、最低1年以上を確保します。

平成28年11月 事業者の公募

12月 事業者の決定、町・事業者協議

平成29年4月 移管準備期間（共同保育）

平成30年4月 民営化

## ◆事業者の公募及び選定方法

公募の範囲や募集要項の内容などを十分検討し、保育の質の維持・向上ができる事業者の選定方法などを検討します。

## ◆民営化後の町の責任と支援体制

民営化後についても、事業者・町において、一定期間協議を継続します。保護者と民営化園において問題が生じた場合には、町が解決に努力します。

## ◆子育て支援・少子化対策の充実

幼稚園及び保育園の幼保一体化と民営化による財政効果を高め、それにより生み出された予算で、現在の子育て支援策の拡充や新たな支援策の展開、幼稚園・保育園保育料の段階的無料化、保育サービスの充実、切れ目のない子育て支援策を実施します。

☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎（42）2230